

○福津市公民館条例

平成17年1月24日
条例第65号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき福津市公民館の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福津市中央公民館	福津市手光2222番地
福津市宮司公民館	福津市宮司3丁目15番1号

(管理)

第3条 福津市公民館(以下「公民館」という。)は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 福津市中央公民館に、館長、係長のほか主事その他必要な職員(以下「職員」という。)を置く。

- 2 福津市宮司公民館に地区館長又は管理人を置くことができる。
- 3 館長は、館を代表し、館務を執行する。係長、主事その他の職員は、上司の命を受け館務を処理する。
- 4 職員の服務及び事務処理等については、教育委員会事務局の取扱いの例による。
- 5 職員の任命は、法第28条の規定によりこれを任命する。

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に福津市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(審議会の会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(利用の許可)

第8条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 館長は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。

- 2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 法第23条の規定に違反するおそれがあるとき。

- (2) 建物又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
 - (3) 管理上支障があるとき。
 - (4) その他館長が不相当と認めるとき。
- (利用の停止又は取消し)

第10条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、館長は、利用の条件をあらたに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則又は職員が行う指示に違反したとき。
 - (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 公益を害し又は著しく秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 営利を目的とする行事と認めたとき。
 - (5) 特定の政党、特定の宗教の事業と認めたとき。
 - (6) 建物又はその附属物を損傷するおそれがあるとき。
 - (7) 許可を受けた目的以外の利用と認めたとき。
 - (8) その他館長が必要と認めるとき。
- (破損又は亡失の届出等)

第11条 利用により建物、附属設備等を破損し、又は亡失したときは、利用者は、速やかにその旨を届けなければならない。この場合、利用施設に入場した入場者に起因したのものについても同様とし、利用者はその損害額を賠償しなければならない。

(使用料の額及び納付の方法)

第12条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 施設使用料 利用方法の区分に従い別表第1に定める施設使用料及び別表第2に定める備品等使用料の合計額
 - (2) 冷暖房使用料 別表第1に定める冷暖房使用料の合計額
- 2 利用者は、利用開始までに施設使用料を納付しなければならない。ただし、館長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用者は、利用開始までに冷暖房使用料を納付しなければならない。ただし、冷暖房設備を利用する時間が利用開始までに確定できないときは、利用後においてこれを納付することができる。

(使用料の減免)

第13条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる。

(使用料の返還)

第14条 既に納付された使用料は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の福間町公民館条例(昭和63年福間町条例第14号)又は津屋崎町立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和61年津屋崎町条例第7号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月24日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日条例第1号)

この条例は、平成20年3月10日から施行する。ただし、改正後の第4条後半、第9条及び第10条の規定は、平成19年3月12日から適用し、第11条の規定は平成18年3月13日から適用する。

附 則(平成25年12月16日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例(下水道条例を除く。)は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月23日条例第18号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和元年6月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月21日条例第23号)

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和4年12月8日条例第30号)

この条例は、令和4年12月31日から施行する。

別表第1(第12条関係)

(1) 福津市中央公民館使用料

(単位：円)

区分		施設使用料 (1時間当り)	冷暖房使用料 (1時間当り)
ホール(舞台を含む。)		2,200	冷房 4,400
舞台		1,100	暖房 3,300
楽屋	洋室	110	110
	和室	110	110
控室		110	110
和室	和—1	330	330
	和—2	190	220
児童室		220	220
リハーサル室		490	770
工芸室		460	440
視聴覚室(視聴覚機器使用料を含む。)		490	440
研修室	研—1	440	440
	研—2	240	220
	研—3(パソコン実習室)	410	330
	研—4	220	220
	研—5	220	220
陶芸室		550	110

備考

1 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかなを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場

料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、[別表](#)に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

- (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
 - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
 - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
 - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300
- 2 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
- (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
 - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなして計算する。
- (2) 福津市宮司公民館使用料

区分	施設使用料金 (1時間当たり)	冷暖房使用料金 (1時間当たり)
大会議室	330円	160円
料理実習室 (食堂も含む)	330円	160円
ホール	1,100円	
和室	110円	110円
和室広間	220円	160円

備考

- 1 ホールを体育目的に利用する場合の使用料は、[福津市体育施設条例\(平成17年福津市条例第69号\)第6条](#)の規定を適用する。

別表第2(第12条関係)

福津市中央公民館備品等使用料一覧表

	器具名	単位	使用料(円)	備考
舞台設備	所作台	1台	330	
	仮設花道	1式	3,300	
	化粧框	1式	1,100	
	平台	1台	160	
	開き足	1台	50	
	箱足・木足	1台	50	
	松羽目	1式	1,100	
	金屏風	1双	880	
	開丁場	1台	550	
	花道鳥屋囲	1式	1,100	
	緋毛氈	1枚	330	
	長座布団	1枚	110	
	上敷	1枚	220	
	めくり台	1台	220	
	紗幕	1式	1,100	
	指揮者台・指揮者用譜面台	1式	330	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	雛壇ケコミ	1式	330	

	演台・花台	1式	1,100		
	スクリーン	1式	550		
	ピアノ	1台	4,400		
	反響板(ライト付き)	1式	11,000		
	リノリューム	1本	2,200		
	国旗・町旗	1枚	550		
	人形立て	1台	110		
	移動式スクリーン	1式	220		
照明設備	第一ボーダーライト	1列	1,100		
	第二ボーダーライト	1列	1,100		
	アッパーホリゾントライト	1列	1,100		
	ロアーホリゾントライト	1列	1,100		
	フットライト	1列	1,100		
	サスペンションライト(A)	1台	220		
	サスペンションライト(B)	1台	220		
	サイドフロントライト	1台	220		
	シーリングライト	1台	220		
	センターピンスポットライト	1台	2,200		
	パーライト(1KW)	1台	220		
	ミニパーライト(500W)	1台	220		
	ITO(650W)	1台	220		
	ミラーボール	1式	1,100		
	エフェクト・マシーン	1台	1,100		
	FQスポット(500W)	1台	220		
	照明スタンド	1台	110		
	平置スタンド	1台	110		
	ピアノライト	1台	110		
	スモーク・マシーン	1台	実費		
	ドライアイス・マシーン	1台	実費		
	音響装置	拡声装置	1式	3,300	
		レコードプレーヤー	1台	550	
CDプレーヤー		1台	550		
オープンテープレコーダー		1台	550		
カセットテープレコーダー		1台	550		
ステージスピーカー		1組	1,100		
ハネカエリスピーカー(A)		1台	330		
ハネカエリスピーカー(B)		1組	330		
コンデンサーマイク		1本	550		
ダイナミックマイク		1本	330		
ワイヤレスマイク		1本	330		
フロアスタンド		1本	110		
テーブルスタンド		1本	110		
ブームスタンド		1本	110		

	マルチボックス・コード	1式	550	
	デジタルリバーブレーター	1台	550	
	吊りマイク装置	1式	1,100	
	MDプレーヤー	1台	550	
	DATプレーヤー	1台	1,100	
	LDプレーヤー	1台	550	
	ビデオデッキ	1台	550	
	カフスイッチ	1台	220	
	移動用サブ卓	1台	2,200	
	カラオケセット	1式	1,100	
映写機	16mm映写機	1式	1,100	
	OHP	1式	550	
	スライド映写機	1式	880	
	液晶プロジェクター	1式	1,100	
	アンプシステム	1式	550	
その他	500W以下	1台	220	持込電気器具
	1KW未満	1台	330	〃
	1KW以上	1台	440	〃
	シャワー	1回	110	
	カラーフィルター	1枚		実費
	消耗品その他	—		実費

○福津市公民館条例施行規則

平成17年1月24日
教育委員会規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市公民館条例(平成17年福津市条例第65号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、福津市公民館(以下「公民館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日とする。)

(2) 8月13日から8月15日まで及び12月28日から翌年の1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた場合は、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(施設、設備の利用)

第4条 公民館の施設又は設備を利用しようとする者は、ホール及び舞台については、利用しようとする日(継続して2日以上利用するときは、その最初の日(以下「利用日」という。))の属する月の前12月から利用日前1月(宮司公民館においてホールを体育目的に利用する場合にあっては、利用日前日)までに、その他の施設については、利用日の属する月の前6月から利用日前日までに公民館利用許可申請書(様式第1号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、本文の提出期間を変更することができる。

2 館長は前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めたときは、公民館利用許可書(様式第2号)、又は福津市中央公民館利用許可書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定による利用許可の申請は、福津市公共施設予約システムの運用等に関する規則(令和3年福津市規則第29号)に規定するシステムにより申請した場合、福津市中央公民館利用許可申請書を提出したものとみなす。

(使用料の減免)

第5条 条例第13条の規定により、使用料を減免できる場合及びその減免できる額は、次のとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が利用するとき 全額免除

(2) 市内の社会教育団体がその目的の行事に利用するとき、又は市内の公共機関若しくは福祉機関が使用するとき 半額免除(冷暖房使用料を除く。)

(3) 市内の市民活動団体が福津市未来共創センターに登録された団体がその目的の行事に利用するとき 半額免除(冷暖房使用料を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、館長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第6条 条例第14条の規定により、使用料を返還することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない事由により、利用できなくなった場合

(2) 館長が相当の事由があると認めた場合

(遵守事項)

第7条 公民館の利用及び入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 危険物又は動物を持ちこまないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

(4) 館内を不潔にしないこと。

(5) 許可なく物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。

(6) その他職員が行う指示又は指導に従うこと。

(管理の委託)

第8条 休日、休館日及び開館時間外等の公民館の管理及び清掃等については、[条例第3条](#)の規定にかかわらず、これを委託することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の福間町公民館管理規則(昭和63年福間町教育委員会規則第2号)又は津屋崎町中央公民館使用規則(昭和61年津屋崎町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年1月22日教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月20日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月28日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月29日教委規則第7号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年7月28日教委規則第10号)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

年度 第 号

公民館利用許可申請書

福津市公民館長 様

年 月 日

利用期日	年 月 日 曜日			団体区分
団体名				① 一般(市内・市外) ② 社会教育関係団体 ③ 公共・福祉関係団体 ④ 公民館学習サークル ⑤ 市 ⑥ その他
代表者住所 代表者氏名	郵便番号	☎ 電話		
担当者氏名・ 連絡先		電話		
利用目的				
利用人数	人	居住区分	市内 市外	
食事の有無	有 ・ 無	営利区分	有 無	
利用施設名	利用時間	使用料		小計(円)
		施設		
		冷暖房		
		施設		
		冷暖房		
		施設		
		冷暖房		
貸出備品 (備品名)			冷暖房使用料 減免 円	施設等使用料 減免 円
返却確認 <input type="checkbox"/>			円	円
備考		納付番号 第 号	納付番号 第 号	納付番号 第 号

上記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては条例、規則等の遵守事項等を厳守することを誓約します。

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

年度 第 号

公民館利用許可書

様

年 月 日

利用期日	年 月 日 曜日			団体区分
団体名				① 一般(市内・市外) ② 社会教育関係団体 ③ 公共・福祉関係団体 ④ 公民館学習サークル ⑤ 市 ⑥ その他
代表者住所 代表者氏名	郵便番号	☎ 電話		
担当者氏名・ 連絡先	電話			
利用目的				
利用人数	人	居住区分	市内 市外	
食事の有無	有 ・ 無	営利区分	有 無	
利用施設名	利用時間	使 用 料		小 計(円)
		施設		
		冷暖房		
		施設		
		冷暖房		
		施設		
		冷暖房		
貸出備品 (備品名)			冷暖房使用料 減免 円	施設等使用料 減免 円
返却確認 <input type="checkbox"/>			円	円
備 考		納付番号 第 号	納付番号 第 号	納付番号 第 号

上記のとおり許可します。

なお、利用に当たっては条例、規則等の遵守事項等を厳守してください。

福津市公民館長



様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

福津市中央公民館利用許可書

令和 年 月 日

氏名(団体名)
郵便番号
住所

電話番号
登録番号

施設使用の申込を下記の通り許可します。

福津市中央公民館長 印

利用施設： 福津市中央公民館

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的(催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
		使用料合計		
原則、キャンセル、変更はできません。				

○福津市コミュニティセンター条例

平成17年1月24日
条例第95号

(設置)

第1条 地域住民の交流を促進することにより、地域住民自らが相互の連帯感を醸成し、明るく住み良い地域社会づくりを推進するため、福津市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮司コミュニティセンター	福津市宮司浜2丁目15番1号

(職員)

第3条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒み、又は[前条第1項](#)の許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(入館の制限)

第7条 市長は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 管理運営上の指示又は指導に従わない者
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

(使用料)

第8条 使用料の額は、[次の各号](#)に定める額とする。

- (1) 施設使用料 [別表](#)に定める施設使用料の合計額
 - (2) 冷暖房使用料 [別表](#)に定める冷暖房使用料の合計額
- 2 施設使用料は、所定の期日まで前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 冷暖房使用料は、利用開始までに前納しなければならない。ただし、冷暖房を利用する時間が利用開始までに確定できないときは、利用後において支払うことができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、利用期間中その利用に係るセンターの施設及びこれに附属する器具等(以下「施設等」という。)を善良な管理者の注意をもって、利用及び管理しなければならない。

2 利用者は、施設等の利用が終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。利用許可の取消しを受けたときも、同様とする。

(目的外利用及び利用権譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の目的を許可なく変更し、又は施設等を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの管理を指定管理者([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により市長が指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、[第5条](#)、[第6条](#)及び[第7条](#)中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、[第4条](#)に定める開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(指定管理者の管理の基準)

第14条 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の利用の許可(その取消しを含む。)及び不許可に関すること。
- (2) 施設等の運営に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務に関すること。

(指定管理者の指定の手續等)

第16条 指定管理者の指定の手續等については、[福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例\(平成17年福津市条例第158号\)](#)の規定を適用する。

(利用料金)

第17条 [第13条第1項](#)の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、[第5条](#)の許可を受けた者は、[第8条](#)に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、[別表](#)に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第18条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第20条 詐欺、その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の宮司コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年津屋崎町条例第2号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月21日条例第180号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日条例第1号)

この条例は、平成20年3月10日から施行する。ただし、改正後の第4条後半、第9条及び第10条の規定は、平成19年3月12日から適用し、第11条の規定は平成18年3月13日から適用する。

附 則(平成25年12月16日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例(下水道条例を除く。)は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月22日条例第26号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月29日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

施設使用料表

(単位：円)

施設	区分	施設使用料	冷暖房使用料	備考	
宮司 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	研修室	440	330	1時間当たり	
	会議室	330	220	〃	
	調理室	550	330	〃	
	音楽趣味の部屋1	330	220	〃	
	音楽趣味の部屋2	330	220	〃	
	多目的ホール	全面	880	660	〃
		半面	440	330	〃
	和室1	220	160	〃	
	和室2	220	160	〃	
	体験工房室	330	220	〃	
	陶芸窯	本焼き	1,100	—	1回につき
素焼き		880	—	〃	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間として計算する。
- 2 陶芸用電気・ガスの利用については、別途実費を徴収する。
- 3 商業、宣伝等又はこれに類する営利目的(市長が特に必要と認めた場合に限る。)のため利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

○福津市コミュニティセンター条例施行規則

平成17年1月24日

規則第98号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市コミュニティセンター条例(平成17年条例第95号。以下「条例」という。)の規定に基づき、福津市コミュニティセンターの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 福津市コミュニティセンター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

(利用の申請)

第3条 センターを利用しようとする者は、コミュニティセンター利用許可申請書(様式第1号の1又は様式第1号の2。以下「申請書」という。)を利用しようとする日の3月前から利用する日までに市長(指定管理者に利用の許可を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下、この条、次条、第6条及び第7条において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出期間外においても次の各号のいずれかに該当するときは、申請書を提出することができる。

(1) 市が主催する事業

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 前2項の規定による利用申請は、福津市公共施設予約システム(福津市公共施設予約システムの運用等に関する規則(令和3年福津市規則第29号)第1条に規定する公共施設予約システムをいう。)により行った場合、当該申請書を提出したものとみなす。

4 申請書の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。

(利用の許可)

第4条 市長は、センターの利用を許可したときは、コミュニティセンター利用許可書(様式第2号の1又は様式第2号の2。以下「許可書」という。)により、通知するものとする。

(使用料の納入)

第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可書の受領と同時に使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 天災その他の不可抗力により利用できなかったとき。

(2) その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により、使用料を減免することができる場合及びその減免できる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催、又は共催する行事に利用するとき。 全額免除

(2) 郷づくり推進協議会が主催、又は共催する行事に利用するとき。 全額免除

(3) 市が後援する行事に利用するとき。 半額免除(冷暖房使用料を除く。)

(4) 市内の公共的団体がその目的の行事に利用するとき。 半額免除(冷暖房使用料を除く。)

(5) 市内の市民活動団体で福津市未来共創センターに登録された団体がその目的の行事に利用するとき。 半額免除(冷暖房使用料を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成17年7月12日規則第160号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年11月11日規則第170号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年1月16日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月7日規則第15号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成30年1月26日規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月22日規則第27号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第18号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月29日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号の1(第3条関係)

様式第1号の1(第3条関係)

(宮司)コミュニティセンター利用許可申請書

福津市長 様

下記のとおり申請いたします。

年 月 日 申請

申請者 (主催者)	氏名・名称	_____		
	代表者氏名	電話番号()	—	_____
会場責任者	氏名	_____		
	住所	電話番号()	—	_____
利用目的	催事の名称	_____		
	催事の内容	: ~	利用人数	_____

施設使用料					
利用月日	利用施設	利用時間	時間	1時間当たり使用料	合計
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
合計額				①	円

冷暖房使用料					
利用月日	利用施設	利用時間	時間	1時間当たり使用料	合計
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
合計額				②	円

納付額					
施設使用料	①の金額(営利の場合①×3の金額)				円
冷暖房使用料	②の金額				円
小計					円
消費税					円
合計金額					0 円

受付印	所長	_____	_____	_____
		_____	_____	_____

備考	調定 No.	_____
	担当者	_____

様式第1号の2(第3条関係)

様式第1号の2(第3条関係)

コミュニティセンター利用許可申請書

年 月 日

様

氏名(団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり申請します。

署名欄	
-----	--

利用施設：宮司コミュニティセンター

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的(催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

決裁欄						

様式第2号の1(第4条関係)

様式第2号の1(第4条関係)

(宮司)コミュニティセンター利用許可書

		年	月	日	申請
申請者 (主催者)	氏名・名称	_____			
	代表者氏名	電話番号()	—		
会場責任者	住所	_____			
	氏名	電話番号()	—		
利用目的	住所	_____			
	催事の名称	_____		利用人数	_____
	催事の内容	: ~		_____	

施設使用料					
利用月日	利用施設	利用時間	時間	1時間あたり使用料	合計
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
合計額				①	円

冷暖房使用料					
利用月日	利用施設	利用時間	時間	1時間あたり使用料	合計
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
月 日 曜		時 分~ 時 分	時間	円	円
合計額				②	円

納付額					
施設使用料	①の金額(営利の場合①×3の金額)				円
冷暖房使用料	②の金額				円
小計					円
消費税					円
合計金額					0 円

受付印	施設利用許可書				
	上記のとおり利用を許可します。 年 月 日 福津市長				

備考	調定 No.	担当者

様式第2号の2(第4条関係)

様式第2号の2(第4条関係)

1/1

コミュニティセンター利用許可書

年 月 日

氏名(団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり許可します。

福津市長

利用施設：宮司コミュニティセンター

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的(催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				